

技能講習免除科目別時間・日数及び料金表

玉掛け技能講習

資格・経験	玉掛け技能講習規定	学科講習					実技講習			合計	試験各1時間の加算総合計	日数	料 金 (消費税・教本代込み)	添付書類等
		知識	力学	玉掛けの方法	関係法令	小計	玉掛け	合図	小計					
な し	第2条	1	3	7	1	12	6	1	7	19	21	3	29,700	免許証の写し
クレーン・デリック・移動式クレーン運転士免許 床上・小型移動式クレーン技能講習修了者	第3条表1	1	0	7	1	9	6	0	6	15	17	3	24,200	免許証の写し 技能講習修了証の写し
クレーン等の運転（6月以上の従事経験） 特別教育修了者	第3条表2	1	3	7	1	12	6	0	6	18	20	3	25,300	従事経験証明書 特別教育修了証の写し
玉掛けの業務補助に6月以上従事 （1トン以上の玉掛け）	第4条1項	1	3	6	1	11	4	1	5	16	18	3	25,300	免許証・技能修了証の写し 従事経験証明書
玉掛け特別教育修了者（1トン未満の玉掛け業務） （6月以上従事経験）	第4条2項	1	3	6	1	11	4	0	4	15	17	3	24,200	従事経験証明書 特別教育修了証の写し

小型移動式クレーン

資格・経験	クレーン技能講習規定	学科講習					実技講習			合計	試験各1時間の加算総合計	日数	料 金 (消費税・教本代込み)	添付書類等
		知識	原動機	力学	関係法令	小計	運転	合図	小計					
な し	第2条	6	3	3	1	13	6	1	7	20	22	3	35,200	免許証の写し
クレーン・デリック・旧クレーン運転士免許 床上操作式クレーン技能講習修了者	第3条表1	6	3	0	1	10	6	0	6	16	18	3	29,700	免許証の写し 技能講習修了証の写し
揚貨装置運転士免許・旧クレーン運転士免許 玉掛け技能講習修了者	第3条表3	6	3	0	1	10	6	0	6	16	18	3	29,700	免許証の写し 技能講習修了証の写し
建設機械施工技術検定合格 車両系建設機械（基礎工事）技能講習修了者	第3条表4	6	0	3	1	10	6	1	7	17	19	3	29,700	検定合格証の写し 技能講習修了証の写し
クレーン等運転（6月以上従事） 玉掛け特別教育修了者	第3条表5	6	3	3	1	13	6	0	6	19	21	3	29,700	従事経験証明書 特別教育修了証の写し
鉱山保安法の規定 移動式クレーン運転 5トン以上（1月以上従事経験）	第3条表7	6	3	3	1	13	0	0	0	13	15	2	22,000	従事経験証明書

フォークリフト運転技能講習

資格・経験	フォーク技能講習規定	学科講習					実技講習			合計	試験各1時間の加算総合計	日数	料 金 (消費税・教本代込み)	添付書類等
		走行	荷役	力学	関係法令	小計	走行	荷役	小計					
な し	第2条	4	4	2	1	11	20	4	24	35	37	5	29,700	住民票等
①大特（カタビラ車除く）②大型・普通・大特 （カタビラ限定）＋3月以上フォークリフト運転従 事証明 （フォークリフト運転特別教育修了者）	第3条表1	0	4	2	1	7	0	4	4	11	13	2	19,800	免許証・特別教育修了証の 写し・従事経験証明書
大型・普通・大型特殊（カタビラに限定）を有する者	第3条表2	0	4	2	1	7	20	4	24	31	33	4	28,000	免許証の写し
6月以上フォークリフト運転の従事経験者 フォークリフト運転特別教育修了者	第3条表3	4	4	2	1	11	0	4	4	15	17	3	19,800	従事経験証明書 特別教育修了証の写し

技能講習科目別時間・日数及び料金

車両系建設機械運転技能講習（整地・運搬・積込み用及び掘削用） 福島労働局長登録番号第219号

資 格 ・ 経 験	学科講習時間					実技講習時間			合計 時間	学科・実 技試験 (時間)	日数	料 金 (税込み)	添付書類等
	走行装置 構造 取扱い	作業装置 構造取扱 い作業法	運転に 必要な 知識	関係 法令	小計 時間	走行 の 操作	作業 装置 操作	小計 時間					
な し	4	5	3	1	13	20	5	25	38	2	5	93,500	免許証等の写し
・車両系建設機械（基礎工事用）運転技能講習を修了した方	0	5	3	1	9	20	5	25	34	2	5	88,000	資格証 免許証等の写し
・特別教育修了後、6月以上3トン未満の整地・運搬・積込み用及び掘削用建設機械、解体用建設機械又は、1トン未満の不整地運搬車の運転業務に従事した経験を有する方	4	5	3	1	13	0	5	5	18	2	3	42,900	資格証 従事経験証明書 免許証等の写し
・大型特殊自動車免許をお持ちの方 ・不整地運搬車運転技能講習修了した方 ・大型自動車免許、中型自動車免許、普通自動車免許をお持ちの方で、特別教育修了後、3月以上3トン未満の整地・運搬・積込み用及び掘削用建設機械、解体用建設機械又は、1トン未満の不整地運搬車の運転業務に従事した経験を有する方	0	5	3	1	9	0	5	5	14	2	2	40,700	資格証 従事経験証明書 免許証等の写し
・建設機械施工技術検定のうち、1級に合格した方でショベル系を選択しなかった方又は、2級の技術検定で4種から6種に該当するものに合格した方	0	5	0	0	5	0	5	5	10	2	2	36,300	資格証 免許証等の写し
・車両系建設機械（解体用）運転技能講習を修了した方	0	2	1.5	0.5	4	0	2	2	6	2	1	34,100	資格証 免許証等の写し